平成２９年（フ）第４９９９号
大阪府東大阪市南荘町３番25号
債務者　太田　照美
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０１３号
大阪市西成区花園北１丁目２番７号　新今宮ハイツ　201
債務者　森岡　公二
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６８６号
福岡市早良区荒江３丁目22番13号
債務者　柳川　真弓（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２５６号
長崎県長崎市江里町16番35号　グリーンコーポ江里町103
債務者　渡邊　　一
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
沖縄県宜野湾市野嵩３丁目４番19―102号　ファミール・ノダケ
債務者　中本　樹里（旧姓東・石川）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１０号
北海道紋別市花園町６丁目11番６号勝山第１ハイツ202号
債務者　小崎美紀枝
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月18日午前10時30分
旭川地方裁判所紋別支部

平成２９年（フ）第３９５号
静岡市葵区上土１丁目18番25号
債務者　大塩　麻美
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２３号
静岡県浜松市北区豊岡町27番地の11、前住所静岡県浜松市東区植松町256番地の２　アップル第３マンション506号
債務者　上田　祐也
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４７６６号
大阪府大東市新田本町15番27号　レオパレスリバーサイド407号
債務者　髙橋　　舞
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３１号
静岡県榛原郡吉田町川尻2378番地の１　スカイパレス吉田２―102、旧住所静岡県榛原郡川根本町徳山1846番地
債務者　前澤　　優
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５１５号
静岡市清水区渋川２丁目８番25号
債務者　山本やよい
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第９３７号
福岡市南区弥永５丁目７番12号
破産者　山口　聡美
1　破産債権の届出期間　平成29年12月14日まで
2　一般調査期日　平成30年１月26日午前10時30分
平成29年11月14日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３４２号
福岡市中央区福浜１丁目１番９―703号
破産者　船橋　和子（旧姓井上）
1　破産債権の届出期間　平成29年12月18日まで
2　一般調査期日　平成30年１月26日午前10時
平成29年11月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３１５号
福岡市博多区古門戸町４―２―201、住民票上の住所福岡市博多区奈良屋町13番16―204号
破産者　村井　福也
1　破産債権の届出期間　平成29年12月20日まで
2　一般調査期日　平成30年１月25日午前10時30分
平成29年11月16日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３９２９号
大阪府大東市野崎３丁目４番５号　ＪＡパストラルⅢ502号
破産者　富　　隆志
1　破産債権の届出期間　平成29年12月21日まで
2　一般調査期日　平成30年２月８日午後２時
平成29年11月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１号
岐阜県中津川市山口2934番地
破産者　園原　俊幸
1　破産債権の届出期間　平成29年12月25日まで
2　一般調査期日　平成30年２月９日午前10時40分
平成29年11月20日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１６号
京都府福知山市字堀西小谷ヶ丘1715―３　マンション横山203号、破産手続開始決定時の住所京都府福知山市字堀1727番地の３
破産者　伊藤　光男
1　破産債権の届出期間　平成29年12月28日まで
2　一般調査期日　平成30年２月22日午前10時
平成29年11月16日
京都地方裁判所福知山支部破産係